

資料編

■用語の解説

■審議・検討組織

■開催経緯

■諮詢書

■答申書

■用語の解説

あ

エコロジカルネットワーク 生物多様性を保全するため、生態系の拠点を適切に配置し、つながりをもたせること。生物の生息・生育地の核となる地域や緩衝地域を適切に配置するとともに、生物の分散・移動による個体群の交流を促進するため、生態的な回廊を確保することを基本とする。

オープンスペース 公園や広場、運動場、水面など、建物に覆われていない土地や敷地内の空地の総称。

か

学校ファーム 学校単位に設置された農園。心身ともに発育段階にある児童・生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身につけることをねらいとしている。

建築限界 道路構造令において、道路上で車両や歩行者の交通の安全を確保するために、ある一定の高さの範囲内に障害となるような物を置いてはいけないという空間。具体的には、車道側は設計車両の高さ3.8mに余裕高を加えて4.5m、歩道側は高さ2.5mに設定されている。

建ぺい率 建物の投影面積が敷地に対して占める割合のこと。

**公共公益施設
(又は公共施設)** 公共施設と公益施設を総称した言葉。公共施設とは、道路、公園、下水道などの都市の骨格を形成するような一般市民の利用を目的として整備される施設。公益施設とは、教育施設、行政サービス施設、医療・福祉施設、コミュニティ施設などの市民生活に必要なサービス施設。

本ガイドラインの「公共施設」は「公共公益施設」をいう。

さ

在来種 ある地域に現在生息・生育する生物のうち、昔からあった種類。一般的に、郷土種と同様に使われ、自然の回復には、気候風土に合っているこれらの種類を用いるのがよいとされている。

市街化区域 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域。

市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
侵入的外来種	「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」（埼玉県）において、植栽した場所だけではなく、種子が鳥や風に運ばれて自然界に定着し、今まで生育していた種を駆逐したり、近縁の在来種との交雑により地域の個体群の遺伝的特性を変えてしまうことなどにより、固有な生態系を変質させてしまうおそれのある種類をいう。
生態系	ある地域に生息・生育する生物とそれらの生活空間である大気、水、土などの無機的環境を含めたつながりのこと。生物は、生産者（緑色植物）、消費者（動物）、分解者（細菌や菌類）に分類することができ、これらの生物や大気、水、土などとの間でエネルギーや物質が循環している。
生物多様性	あらゆる生物種の多さ（種の多様性）と、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態（生態系の多様性）をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さ（遺伝子の多様性）までを含めた幅広い概念。
雑木林	かつては用材にならない雑多な木からなる林の意味で用いた。広葉樹などの二次林で、薪炭林、農用林などとして使われてきたものが多く、里山の中心的存在。伐採、下草刈り、くず掃き、萌芽更新などの人為的な管理によって維持してきた。本市では昔から「ヤマ」と呼ばれている。

た

地球温暖化	人間活動の拡大により二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。
道路構造令	道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の基準。

は

ヒートアイランド現象	都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリートなどの地表面の状態などによって、都市内の温度が郊外と比べて高くなる現象。
ビオトープ	生物を意味する Bio と場所を意味する Tope の合成語。本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉。特に、学校でのビオトープは、環境教育の教材として活用することが主たる目的で学校の敷地内に設置された、地域在来の昆虫などの生物の小生活圏として設けられた草地や池などの空間を示す。

ふかし直し	枝葉を一度全て落とし、新たに枝葉を付けること。
フェロモン剤	主に性行動を誘起するフェロモン（雌が雄を呼び集めるために放出する物質）と同じ作用をする化学物質でつくられたもの。

ま

みどり	所沢市みどりの基本計画にならい、ひらがなの「みどり」を、植物や水辺地などの自然的環境を有する土地及び空間、並びに野生生物の生息基盤である自然的要素を含めた広い概念として捉えている。
山取り	野山で自生している植物を採取すること。

や

用途地域	都市計画法に基づき指定される地域地区の一種。市街地における適正な土地利用を図るため、住居系、商業系、工業系を12種類の地域に分け、建築基準法と連動して、建築物の用途や容積率などの制限を加える制度。
------	--

さ

緑被地・緑被率	河川や池などの水辺地のほか、樹木、芝、草花、農地など植物などによって覆われる部分の土地。この緑被地が地域又は地区において占める割合を緑被率といい、平面的な緑の量を把握するための指標として用いられる。
ルートカラー	地際で幹が根に向かって地面に斜めに向かう部分を指す。

◊各章の最初に出てきた各用語に※印を付しています。

■審議・検討組織

本ガイドラインの策定にあたり、所沢市みどりの審議会による審議とともに、第5次所沢市総合計画前期基本計画に基づく、総合的に取り組む重点課題を進行管理する「政策マネージャー『環境に配慮したまちづくり』幹事会 自然環境分科会」で検討してきました。

所沢市みどりの審議会委員

	構成員	所属	氏名
1	知識経験を有する者	東京農工大学名誉教授	かめやま あきら 龜山 章
2		千葉大学園芸学研究科教授	いけべ 池邊 このみ
3	活動する団体の代表者	公益財団法人 トロのふるさと基金	おぎの ゆたか 荻野 豊
4		財団法人 埼玉県生態系保護協会	き ど もとひで 城戸 基秀
5		菩提樹池愛好会	せきぐち ゆきお 関口 幸男
6		NPO 法人 Green Works	きむら ともこ 木村 智子
7		東所沢二丁目自治会花いっぱいの会	さかた ともち 坂田 知千
8		所沢市造園建設業協会	ひじかた よしお 土方 芳夫
9		いるま野農業協同組合	なか せいじ 中 清司
10	関係行政機関の職員	埼玉県農林総合研究センター 森林・緑化研究所	はらぐち まさと 原口 雅人
11		埼玉県環境部みどり再生課	きくち ひとみ 菊地 仁美
12	その他市長が必要と認める者	(自然環境教育)	みずかみ てつろう 水上 哲朗
13		(市民公募)	みつぎ まさあき 三ツ木 雅秋

政策マネージャー「環境に配慮したまちづくり」幹事会 自然環境分科会

政策マネージャー 環境クリーン部次長

管財担当参事、環境総務担当参事、営繕担当参事、農業振興課長、みどり自然課長、
都市計画課長、道路建設課長、計画道路整備課長、道路維持課長、公園課長、河川課長、
下水道維持課長、教育施設課長

■開催経緯

年月日	組織名称、審議・検討内容等
平成 24 年 8 月 20 日	所沢市みどりの審議会 ■緑化ガイドラインの策定について ・概略説明 ・現況調査報告
平成 24 年 8 月 29 日	政策マネージャー「環境に配慮したまちづくり」幹事会 自然環境分科会 ■公共施設緑化ガイドラインの検討 ・概略説明
平成 24 年 11 月 21 日	所沢市みどりの審議会 ■諮問(緑化ガイドラインの策定について) ■緑化基準の課題について ■公共施設緑化ガイドライン素々案 ・目次及び序章「はじめに」 ・第 1 章 公共建築物・学校、公園・緑地 1. 緑化の基準
平成 24 年 11 月 22 日	政策マネージャー「環境に配慮したまちづくり」幹事会 自然環境分科会 ■公共施設緑化ガイドライン素々案 ・目次及び序章「はじめに」 ・第 1 章 公共建築物・学校、公園・緑地 1. 緑化の基準 4. 植栽候補種の選定
平成 24 年 12 月 19 日	政策マネージャー「環境に配慮したまちづくり」幹事会 自然環境分科会 ■公共施設緑化ガイドライン素々案 ・第 1 章 2. 緑化方法 3. 維持管理 ・第 2 章 道路・交通広場 ・第 3 章 河川等
平成 25 年 1 月 18 日	所沢市みどりの審議会 ■公共施設緑化ガイドライン素々案 ・第 1 章 2. 緑化方法 3. 維持管理 4. 植栽候補種の選定 ・第 2 章 道路・交通広場 ・第 3 章 河川等 ・第 4 章 緑化協議
平成 25 年 2 月 1 日	所沢市みどりの審議会 ■街並み緑化ガイドライン素々案(みんなでつくろうみどりの街)
平成 25 年 2 月 22 日	所沢市みどりの審議会 ■公共施設緑化ガイドライン素案 ■街並み緑化ガイドライン素案(みんなでつくろうみどりの街)
平成 25 年 3 月 14 日	所沢市みどりの審議会 ■街並み緑化ガイドライン素案(みんなでつくろうみどりの街)

■ 諒問書

所み第88号
平成24年11月21日

所沢市みどりの審議会
会長 亀山 章 様

所沢市長 藤本 正人

緑化ガイドラインの策定について（諒問）

ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例（平成23年条例第25号）第26条の規定により、緑化ガイドラインの策定にあたり貴審議会の意見を求めます。

記

諒問理由

本件は、「所沢市みどりの基本計画（平成23年9月改定）」の基本方針の一つである「みどりの創出」を実現するため、「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」第22条の規定に基づく緑化及び管理に関する指針として、市が設置・管理する公共公益施設を対象とした「公共施設緑化ガイドライン」及び民間施設を対象とした「街並み緑化ガイドライン」を今年度、策定するものです。

これらの緑化ガイドラインは、ふるさと所沢らしい質の高いみどりを創出し、潤いと安らぎに満ちたまちづくりを推進するため、公共公益施設はもとより民有地における緑化の基準や樹種の選定、更には維持管理の方法等に関する指針として活用していくものです。

つきましては、みどりに関する専門的な意見及び市民視点の意見を取り入れた質の高い緑化に資するものとなるよう、緑化ガイドラインの策定について諒問するものです。

■ 答申書

平成25年3月19日

所沢市長 藤本 正人 様

所沢市みどりの審議会
会長 亀山 章

緑化ガイドラインの策定について（答申）

平成24年11月21日付け所み第88号で諒問のあった、緑化ガイドラインの策定について、別添のとおり答申します。



■市の木：いちょう



■市の花：茶の花



■市の鳥：ひばり

公共施設緑化ガイドライン

平成 25(2013)年 3月

発行 所沢市
〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
TEL 04(2998)9373 FAX 04(2998)9195
E-mail a9373@city.tokorozawa.saitama.jp
URL <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>

編集 所沢市環境クリーン部みどり自然課



所沢市イメージマスコット

トコろん



所沢市役所周辺のみどり